

言渡	平成19年2月27日
交付	平成19年2月27日
裁判所書記官	

平成18年(才)第1219号

判 決

東京都中央区銀座3丁目 [REDACTED]

上 告 人 [REDACTED]

同代表者代表取締役 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

被 上 告 人 [REDACTED]

[REDACTED]

被 上 告 人 [REDACTED]

[REDACTED]

被 上 告 人 [REDACTED]

上記当事者間の東京高等裁判所平成17年(ネ)第5659号建物収去土地明渡請求事件について、同裁判所が平成18年5月17日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人 [REDACTED] の上告理由について

借地法4条1項の規定が憲法29条に違反するものでないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和34年（オ）第502号同37年6月6日大法廷判決・民集16巻7号1265頁）とするところである。この点をいう論旨は採用することができない。

その余の論旨は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、民訴法312条1項又は2項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	上	田	豊	三
裁判官	藤	田	宙	靖
裁判官	堀	籠	幸	男
裁判官	那	須	弘	平
裁判官	田	原	睦	夫